

7号 建築物ねずみ昆虫等防除業登録基準

業種／業務内容	人的要件	物的要件	作業・機械器具等の維持管理方法
<p>建築物ねずみ昆虫等防除業</p> <p>建築物におけるねずみ、昆虫等 人の健康を損なう事態を生じ させるおそれのある動物の防 除を行う事業</p>	<p>1 防除作業監督者がいること。 《資格》 防除作業監督者（再）講習会修了者※ （注） ・講習の修了した日から6年を経過していないこと。 ・2ヶ所以上の営業所又は2以上の登録業種の監督者等との兼任はできない。 ・特定建築物の管理技術者との兼任はできない。（免状を受けている場合） 【講習会受講資格】 ①学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校を卒業した後、2年以上建築物におけるねずみ、昆虫等の防除（シロアリ駆除を除く）に関する実務に従事した経験を有する者 ②5年以上建築物におけるねずみ、昆虫等の防除（シロアリ駆除を除く）に関する実務に従事した経験を有する者 ③①と同等以上の学歴及び実務の経験を有すると認められる者</p> <p>2 従事者は研修を修了していること。 《実施主体》 事業者又は厚生労働大臣の登録を受けた者により定期的に行われること 《指導者》 研修内容を指導するのに適当と認められる者であること 《研修対象者》 ねずみ、昆虫等の防除作業に従事するもの全員が受講できるものであること 《研修内容》 防除機器、薬剤の種類と使用方法及び防除作業の安全と衛生に関するものであること 《研修頻度》 作業に従事する者全員が1年に1回以上受けられること。 作業に従事する者全員を一度に研修することが困難な場合は、何回かに分けて行うことも可能であること 《研修時間》 研修内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要であること</p>	<p>1 次の機械器具を有すること。 ①照明器具、調査用トラップ及び実体顕微鏡 ②毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器 ③噴霧機及び散粉機 ④真空掃除機 ⑤防毒マスク及び消火器 （注） ・機械器具等は原則、事業者が所有していなければならない。 ・同一の機械器具等で、2ヶ所以上の営業所、又は2以上の事業区分での登録を受けることはできない。</p> <p>2 機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。 （I）機械器具に残留した薬剤や保管されている薬剤が飛散流出し、及び地下に浸透し、並びに臭気が漏れるおそれのないものであること。 （II）薬剤による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。 （III）引火事故の起こりにくい構造となっていること。 （IV）機械器具及び薬剤を保管するのに適切な規模であること。 （V）他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫になっているような場合には、防除作業に用いる機械器具及び薬剤を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。 （VI）保管庫は施錠でき、みだりに機械器具及び薬剤を持ち出せないようになっていること。</p>	<p>①ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により、防除作業を行うこと。 ②食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、二月以内ごとに一回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずること。 ③防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講ずること。 ④殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業者並びに建築物の利用者及び利用者の事故の防止に努めること。また、これらの薬剤は施錠できる保管庫等に保管すること。 ⑤ねずみ等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行うこと。 ⑥ねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。 ⑦ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が①から⑥までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。 ⑧建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からのねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。</p>

※講習会の詳細については、（公財）日本建築衛生管理教育センター<http://www.jahmec.or.jp> Tel:教務課 03-3214-4624 にお問合せください。